

令和3年度

糸魚川市在宅介護応援りほ一む事業

糸魚川市では、在宅での介護を応援し、高齢者や障害者が住みなれた住宅で過ごせるよう、身体の状態に応じたものに改修する際、その工事費の一部を補助します。

このパンフレットは「在宅介護応援りほ一む事業」の手続の方法等を説明したものです。

1	申請受付期間	1
2	補助金の内容	1～2
3	申請の方法	3
4	申請の手引	
(1)	補助金交付までの手続の流れ	4
(2)	補助金交付申請に必要な書類	5
(3)	補助金の交付が決定したら	6
(4)	実績報告に必要な書類	6
(5)	申請に当たりご注意いただきたいこと	7

糸魚川市
福祉事務所
(令和3年度版)



◆申請受付期間◆

「広報いといがわ おしらせばん」や「ホームページ」でお知らせしています。
 受付開始後、順次、申請のあったものから受付・交付決定を行います。
 ※予算額を超える場合は、受付期間に限らず、受付を終了する場合があります。

◆補助金の内容◆

	補助対象条件・補助内容
対象者	次のいずれかの方が対象となります。 ①65歳以上の方 ②介護保険の要支援・要介護の認定を受けている方（40歳以上） ③身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aの交付を受けている方
対象の条件	次の全てを満たすことが条件となります。 ①市内に住民登録を行っており、現に対象者が市内に居住していること ②申請時点において対象者及び申請者の介護保険料、市税等の滞納がないこと ③補助対象工事を補助金交付決定後に着工し、令和4年3月31日（木）までに工事が完了し、かつ実績報告書を提出できること
申請できる方	対象者、対象者と同一世帯の方または対象者の親族（市内居住者） ※交付は、1つの住宅で1回限りとなります。
補助率	補助対象工事費の3分の1以内（千円未満切捨て） ※上限100万円
対象となる住宅等	次の条件を全て満たすもの ①市内にある建築物で、対象者が現に居住している住宅又はその付随施設 ②申請者又はその親族が所有している住宅
対象工事	高齢者や障害者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送り、介護者の負担を軽減するために必要と認められる 補助対象工事費が50万円以上の工事 次の条件Aのうちいずれかに該当し、条件Bの全ての条件を満たす工事 【条件A】（いずれかに該当） ① 介護保険法に規定する住宅改修 ② 障害者の日常生活用具の給付事業 ③ 糸魚川市高齢者及び障害者向け住宅整備補助事業対象工事 ④ 生涯にわたり安心して在宅生活を送るため又は介護を受けるために必要と認められる工事 ※①～③の他事業と併用して工事する場合は、その対象となる対象工事費を差し引いた額が50万円以上となるものに限りです。

	補助対象条件・補助内容
対象工事	<p>【条件B】（全てに該当）</p> <p>① 申請者又はその親族が所有し、かつ、対象者が現に居住している住宅又は同一敷地内にあるスロープ等の付随施設の改修であること ※新築及び全面改築は除く。 ※工事は住宅の1階部分を原則とします。ただし、住宅の構造等によりやむを得ない場合は1階以外も可能です。</p> <p>② 市内に本店又は支店を有する施工業者にて行うこと ※特殊工事等により市内に本店又は支店を有する施工業者が施工できない場合は、この限りではありません。</p> <p>③ 補助金交付決定後に着手し、令和4年3月31日（木）までに事業が完了する工事であること</p>
対象工事の一例	<p>手すりの取付け、段差の解消、床材の変更、引き戸等への扉の取替え、和式便器から洋式便器への取替え、洋式トイレの新設、浴槽の改造、段差解消機・階段昇降機の設置、ホームエレベータの設置、玄関から道路までの通路の改修（段差解消、手すりの設置）など</p>
対象とならない工事	<p>介護や自立支援に直接関係のないもの （一例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化（古い、汚れた、壊れた）の理由で行う工事 ・日常生活動作（排泄、入浴、移動など）に関係のない工事 ・取付・設置工事を伴わないもの ・トイレ水洗化に伴う配管工事 ・サッシの交換、給湯設備設置、屋根・外壁修繕 など



◆申請の方法◆

	申請条件・申請内容
申請場所	糸魚川市福祉事務所 介護保険係・障害係
申請資料	<p>★申請手順の詳細は、次ページの「糸魚川市在宅介護応援りほ一む事業補助金申請の手引き」をご覧ください。</p> <p>〈提出資料〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 補助金交付申請書（工事内容等の事前確認後にお渡しします。） 受領委任払いを希望する場合は、委任状を合わせてご提出ください。 ② 施工箇所の図面 施工箇所が住宅本体と異なる場合は、本宅との位置関係が分かる図面も必要となります。 ③ 工事費見積書の写し 工事を実施する業者の発行したもので、業者の印のあるもの ④ 施工予定箇所の写真 改修する工事箇所が分りやすいもの（撮影日入り）
交付者の決定	申請内容を審査のうえ、予算の範囲内で交付決定となります。
交付決定通知	申請受付後、2～3週間を目途に交付の決定・不決定を通知します。 ※工事の着工は交付決定後に行ってください。
その他	審査の結果、申請内容に不備があった場合、申請書の再提出を依頼する場合があります。

◆問合せ先◆

糸魚川市 市民部 福祉事務所 介護保険係・障害係

TEL：025 - 552 - 1511（内線：介護保険係 2175、障害係 2165）

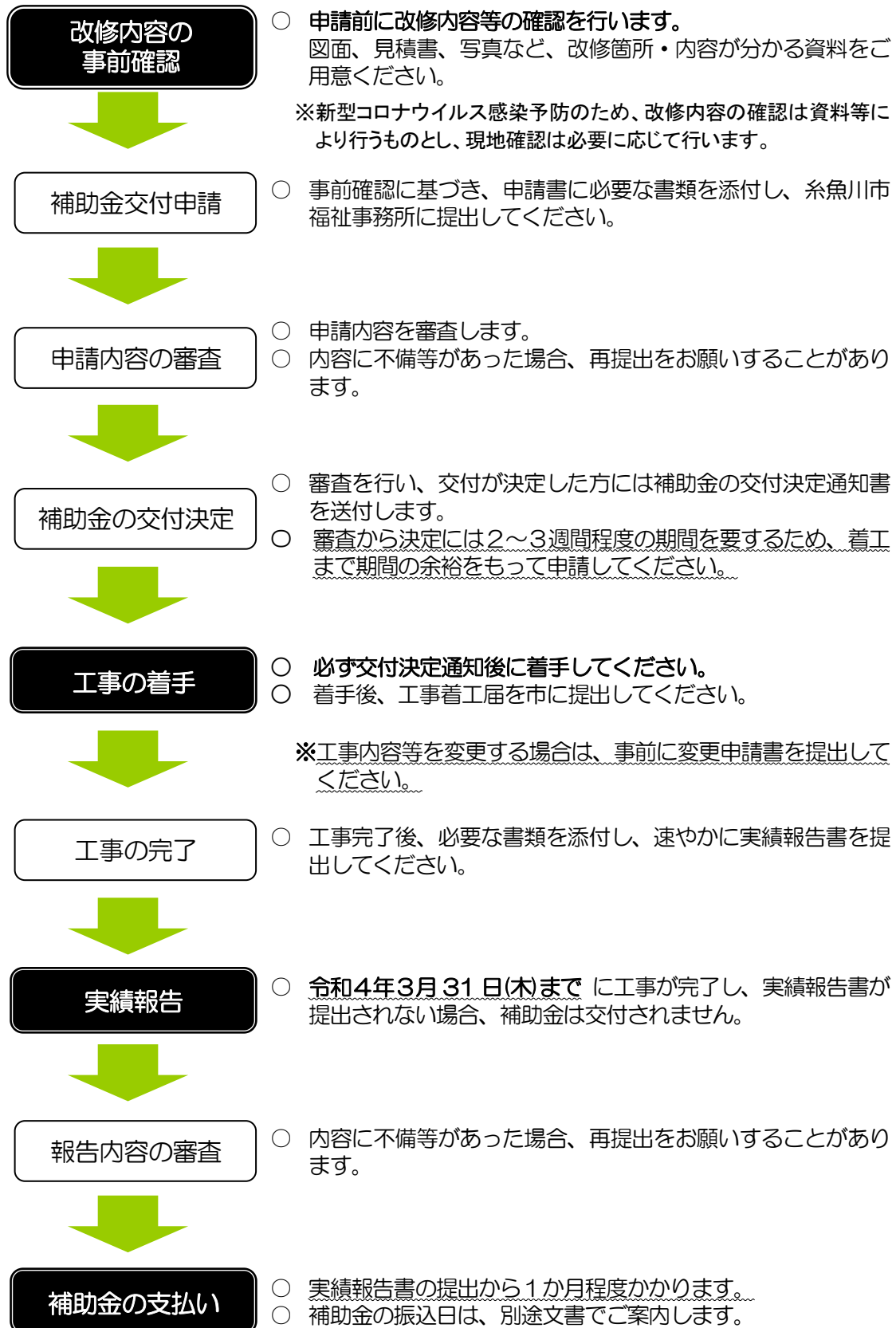
FAX：025 - 552 - 8250

Eメール：fukushi@city.itoigawa.lg.jp

糸魚川市在宅介護応援りほーむ事業補助金申請の手引き

この手引きは、申請書等の作成等について説明するものです。申請に当たっては必ず内容をご確認ください。

1. 補助金交付までの手続の流れ



2. 補助金交付申請に必要な書類

- 申請に必要な部数は『1部』です。提出いただいた書類は返却できませんので、必要な方はあらかじめ「コピー」をお取りください。
- 下記の注意事項を参考に書類を作成してください。

書 類	注 意 事 項
補 助 金 交 付 申 請 書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び対象者の要件を満たしていること ・予定工事費と見積書（複数業者に依頼した場合はその合計）の金額が一致していること ・補助申請額が総補助対象工事費の3分の1（千円未満切捨て）で100万円以内であること ・対象となる住宅の所有者が申請者でない場合、所有者から承諾欄に住所・氏名の記載、押印があること ・補助金支払先口座が申請者本人名義又は委任を受けた方名義の口座であること ・「同意事項」及び「誓約事項」をよく確認すること <p>※工事内容が変更となる場合は、変更申請書の提出が必要となります。 <u>変更内容を審査のうえ、対象工事費が減額された場合、補助金額は減額となります。また、対象工事費が増額となった場合には、市の予算の範囲内で補助金上限額まで増額となります。</u></p>
図 面 (工事予定箇所)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事予定箇所及び改修内容が分かる図面であること ・工事場所が住宅と異なる場合は、住宅と工事場所の位置関係がわかる図面であること
工事費見積書 (写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・改修工事箇所ごとに工事の内容・金額が記入されていること （工事内容により、詳細な費用内訳をお願いする場合があります。） ・施工業者名、所在地の記載及び押印があること ・補助金交付申請書の金額と整合していること
写 真 (工事予定箇所)	<p>≪実績報告の際には、同じ位置・同じ向きの写真が必要となります。≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修を行う場所が分かること ・日付の入った写真であること（カメラの日付機能も可） ・段差解消を行う場合、スケール等により高さを表示すること

3. 補助金の交付が決定したら

- ① 交付決定通知書が送付されます。通知書到着後に工事を行い、市に 着工届 を提出してください。
- ② 下記のような変更をする場合は、事前にご相談のうえ、変更申請書 または 中止届 を提出してください。

- ・ 工事内容を変更したい。
- ・ 申請した業者と異なる業者に依頼をしたい。
- ・ 補助金を受け取る方を変更したい。
- ・ 当初予定していた工事とは別に、追加工事を行いたい。
- ・ 工事を中止したい。

※変更申請書及び中止届は、市受付窓口にて別途お渡ししております。

4. 実績報告に必要な書類

- 報告に必要な部数は『1部』です。提出いただいた書類は返却できませんので、必要な方はあらかじめ「コピー」をお取りください。
- 下記の注意事項を参考に書類を作成してください。

書 類	注 意 事 項
実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の住所、氏名の記入、押印があること ・ 交付決定通知書記載の通知日、発番（福第〇〇号）の記載があること
工事の領収書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者に対して発行された領収書であること ・ <u>総工事費と領収書の金額が一致していること</u> ※複数業者の場合は、各工事費と領収書の金額が一致していること ※領収金額に応じた収入印紙の貼付、及び割印があること ・ 施工業者名、所在地の記載及び押印があること
契約書または請求書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者に対して発行された請求書であること ・ 改修箇所ごとに工事の内容・金額が分かること ・ <u>請求金額と領収金額が一致していること</u> ※複数業者の場合は、各請求書と領収書の金額が一致していること ・ 施工業者名、所在地の記載及び押印があること
写 真 (改修前、改修後)	<p>≪改修箇所の改修前と改修後の写真を必ず提出してください≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改修した場所が分かること ・ <u>日付の入った写真であること（カメラの日付機能も可）</u> ・ 段差解消を行う場合、スケール等により高さを表示すること

5. 申請・補助金交付にあたりご注意いただきたいこと

- 対象者が入院・施設入所・転出などにより、工事完了前に住所地に居住しないときや、補助事業を中止しようとするときは、事業中止届を市に提出してください。この場合、交付決定を受けた補助金の交付は行いません。
- 不慮の事故など、意思に基づかない事態により住宅改修を中止する場合は、既に改修済みの経費について市が補助対象と認めたときは、改修済みの経費に対して補助金を交付します。



糸魚川市 市民部 福祉事務所 介護保険係
TEL：025 - 552 - 1511
(内線：介護保険係 2175、障害係 2163)
FAX：025 - 552 - 8250
Eメール：fukushi@city.itoigawa.lg.jp